

函館市保育施設等物価高騰対策支援事業給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍において、原油価格の上昇などによる物価高騰の影響を受けている保育施設等が安定して事業継続できるよう、函館市保育施設等物価高騰対策支援事業費給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる者は、市内に所在する次の各号のいずれかに該当する施設（以下「保育施設等」という。）の設置者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所であって、同法第35条第4項の認可を得ている施設
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（公立の施設を除く。）
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（国公立の施設を除く。）
- (4) 児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づく届出を行っている認可外保育施設（居宅訪問型を除く。）

(給付金の額および支給回数)

第3条 給付金の額は、別表に定めるとおりとし、支給回数は1施設につき1回に限る。

(給付金の申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、函館市保育施設等物価高騰対策支援事業給付金申請書（別記第1号様式）により市長に提出しなければならない。

(給付金の決定)

第5条 市長は、前条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、給付金の支給の可否を決定したときは、函館市保育施設等物価高騰対策支援事業給付金支給（不支給）決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し等)

第6条 市長は、偽りその他不正な手段により給付金の支給の決定を受けた者があった場合は、支給の決定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、すでに給付金が支給されているときは、給付金の返還を命ずることができる。

(関係書類の保管)

第7条 給付金の支給を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、給付金の支給年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月8日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	給付金の額
保育所・認定こども園 (幼稚園型を除く)	5,000円×定員数 ※1
幼稚園・幼稚園型認定 こども園(土曜開所)	4,000円×定員数 ※1
幼稚園・幼稚園型認定 こども園(土曜閉所)	3,000円×定員数 ※1
認可外保育施設	5,000円×定員数 ※2

※1 保育所、認定こども園および幼稚園の定員数は、令和4年4月1日現在の認可定員数とする。

※2 認可外保育施設の定員数は、令和4年度に届出をした運営状況報告に記載した定員数とする。

別記第1号様式（第4条関係）

函館市保育施設等物価高騰対策支援事業給付金支給申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者職氏名
連絡先

このことについて、函館市保育施設等物価高騰対策支援事業給付金の支給を受けたいので、函館市保育施設等物価高騰対策支援事業給付金支給要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 対象施設名および施設所在地

施設名称

施設所在地

2 紿付金申請額

(内訳)

施設区分	単価	定員数	申請額
保育所・認定こども園 (幼稚園型除く)	5000	人	
幼稚園・幼稚園型認定こども園 (土曜日開所)	4000	人	
幼稚園・幼稚園型認定こども園 (土曜日閉所)	3000	人	
認可外保育施設	5000	人	

3 振込先

金融機関名							
支店名							
口座種別	普通・当座						
口座番号							
口座名義(カタナ)							

函館市保育施設等物価高騰対策支援事業給付金
支給（不支給）決定通知書

年 月 日

様

函館市長 工 藤 壽 樹 印

年 月 日付けで申請のあった函館市保育施設等物価高騰対策支援事業給付金について、内容審査の結果、次のとおり決定したので、函館市保育施設等物価高騰対策支援事業給付金支給要綱第5条の規定により通知します。

記

1 支給・不支給の別

2 支給決定額

円

3 附帯事項（不支給の場合はその理由）